

まほろば 秦野 通信

平成29年3月14日

秦野市役所市長公室広報課

タイトル	災害時における応急復旧等の協力に関する協定の締結について
When (いつ)	3月16日(木曜日) 午後3時
Where (どこで)	市役所本庁舎4階 議会第1会議室
Who (だれが)	湘央建設組合3支部(秦野西支部、秦野支部及び鶴巻支部)並びに秦野西建築組合と秦野市(市長出席)
What (なにを)	地震、風水害等の災害が発生した場合に、市民の生命、財産等を守るための応急対策に協力してもらうため、協定を締結します。 【内容】 「災害時」…学校等公共施設の応急措置、住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない家の応急措置 「平常時」…自ら対策を講じることができない高齢者世帯等からの家具転倒防止対策の依頼を受けた際の施工
How (どのように)	湘央建設組合3支部(秦野西支部、秦野支部及び鶴巻支部)並びに秦野西建築組合の支部長3名(うち秦野西支部長は、秦野西建築組合長も兼ねている。)が秦野市を訪れ、協定の締結を行います。
Why (なぜ)	本市地域防災計画には、災害応急対策計画を定め、災害時の応急復旧体制を構築しているが、関東大震災、熊本地震クラスの地震が起きた際には、応急復旧体制が混乱、麻痺してしまうことが想定されます。その対応策として、協定締結を契機に災害時だけでなく平常時から関係機関との災害時の協力関係を結び、災害時の協力体制を構築するものです。
過去の実績	建築物等の応急措置については、秦野建設業協会と平成24年11月9日に協定締結
今後の取り組み	他の市内の関係組合、業者等にも声をかけ、より災害時に有効な応急対策体制を構築するべく検討していきます。
問い合わせ	市長公室防災課防災担当 担当：前田 電話0463(82)9621